

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例施行規則の変更点

➤条例改正に伴い第 6 条、第 7 条に文言を追加

条例第 12 条の 3 に長屋建ての一部空き住戸に対する準用規定を新設したため。

➤条例改正に伴い様式第 1 号～第 10 号、第 12 号、第 13 号（第 5 号、第 10 号、第 12 号は裏面含む）に文言を追加

条例第 12 条の 3 に長屋建ての一部空き住戸に対する準用規定を新設したため。

➤条例改正に伴い様式第 3 号～第 5 号、第 8 号、第 10 号、第 12 号の裏面に文言を追加

長屋建ての一部空き住戸には勧告に係る住宅用地特例除外、特定空き家等に対する命令違反に係る過料、並びに代執行は適用しないため、その旨を文言として追加。なお、勧告に係る住宅用地特例除外の適用有無の件については、税務部局と協議済み。

➤様式第 11 号を新設

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、管理不全空家等に対する勧告措置が新設され、勧告を受けた敷地は、固定資産税等の住宅用地特例が適用されない可能性があるため、条例第 12 条の 2 において勧告前の意見陳述の機会を与える項目を追加したため。

➤それ以外の修正箇所

- ・法律と条例の条項ずれに伴う修正
- ・様式第 11 号新設に伴う号番号ずれの修正
- ・「特定空家等」→「特定空き家等」